

2 歯及び口腔の健康づくり

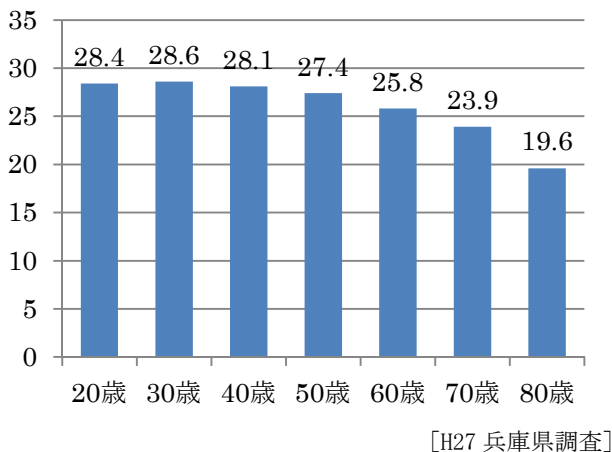
(1) 総合的な推進

現状・課題・第1次計画の評価

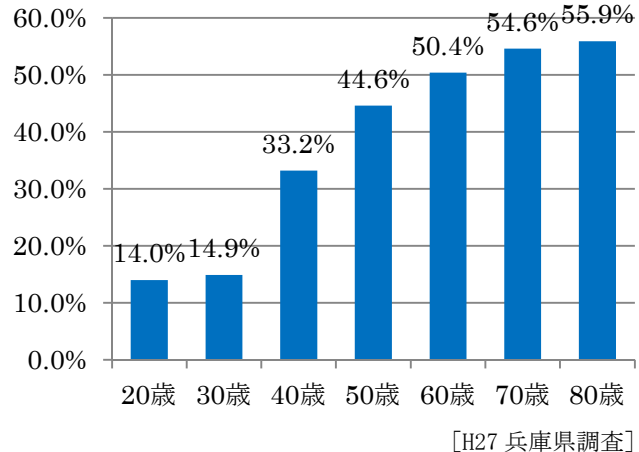
(1) 一人当たりの現在歯数は、60歳代以降から減少傾向にあります。

成人以降に歯を失う主な原因は歯周病であり、歯周病の発症は30歳代から急増しています。[表 28、29]

【表 28】一人当たり現在歯数（兵庫県）



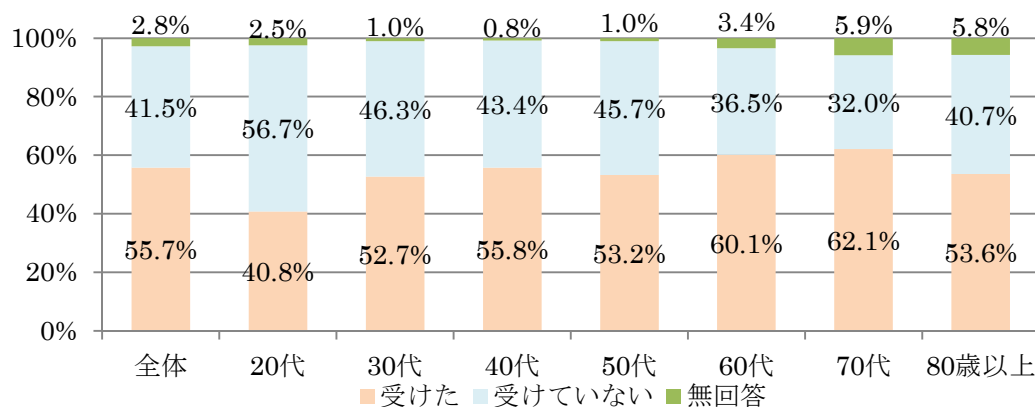
【表 29】進行した歯周疾患を有する人の割合（兵庫県）



(2) 定期的に歯科健診を受診している人の割合は、55.7%と半数以上の人が受診しています。

年代別にみると、20代が最も少なく（40.8%）、年齢とともに増加しますが、80歳代では減少します。[表 30]

【表 30】定期的な歯科健診の受診状況（兵庫県）

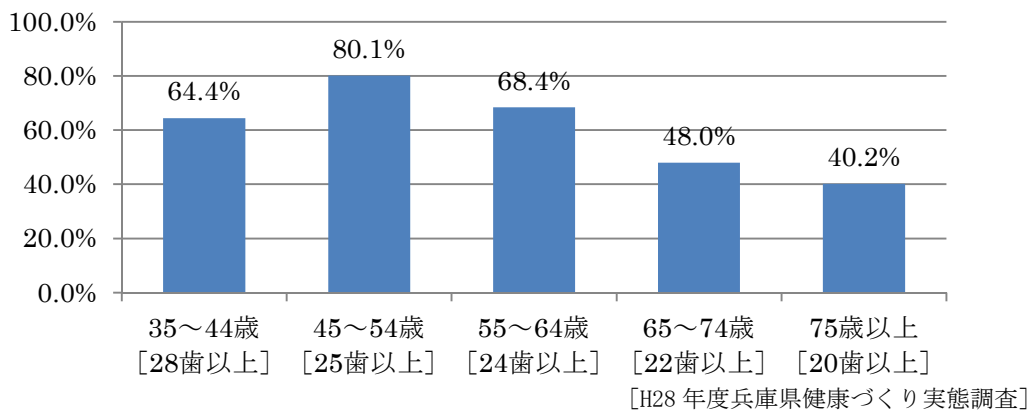


(3) 第1次計画に定める目標「過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合の増加(20歳以上)」「かかりつけ歯科医をもつ人の割合の増加」「定期的な歯石除去や歯面清掃する人の割合の増加(20歳以上)」「歯間清掃用具を使用する人の割合の増加(20歳以上)」は改善しています。

また、「8020運動の目標達成者割合の増加」については、概ね改善傾向にありますが、40歳代で横ばい、70歳代では悪化しています。

〔第1次計画の目標の進捗状況〕P.10参照〔表31〕

【表31】8020運動達成状況（兵庫県）



第2次計画の目標項目（主なもの）

過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合の増加（20歳以上）

[現状値]	55.7% (H28(2016))
[目標]	65% (H34(2022))

8020運動目標達成者割合の増加

[現状値]	40代 (28歯以上)	64.4%	} (H28(2016))
	50代 (25歯以上)	80.1%	
	60代 (24歯以上)	68.4%	
	70代 (22歯以上)	48.0%	
	80代 (20歯以上)	40.2%	
[目標]	40代	77%以上	} (H34(2022))
	50代	92%以上	
	60代	73%以上	
	70代	64%以上	
	80代	42%以上	

〔その他の目標（詳細はP.64参照）〕

- ・ かかりつけ歯科医をもつ人の割合の増加
- ・ 定期的な歯石除去や歯面清掃する人の割合の増加(20歳以上)

県の取組方針・主な推進施策

(ライフステージに応じた歯・口腔の保健サービスの推進)

生涯自分の歯でおいしく食べて充実した生活を送るために、ライフステージに応じた歯と口腔の保健サービスを推進し、一人ひとりの保健行動を促します。

(8020 運動の推進)

8020 運動をさらに推進し、歯と口腔の健康に関する最新の正確な知識・情報を県全体に広く啓発します。

また、医科をはじめとする他職種との連携を深めて、生活習慣病予防に効果的な歯のヘルスケアを提供します。

- ・ ホームページ、広報媒体、講演会、研修会の開催等や、8020 運動推進員による、個人及び団体の歯科保健に関する知識の普及啓発を行います。
- ・ 定期歯科健診による健康チェックと歯間清掃の必要性の普及啓発を行います。
- ・ かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診の受診促進や、歯科専門職による口腔ケアを促進します。
- ・ 歯みがきなど日々のセルフケア継続を促進します。
- ・ 妊婦歯科健診の受診率向上、幼児期のむし歯予防（フッ化物の利用等）、学校歯科健診のフォローアップの強化、成人期以降の定期的歯科健診・保健指導の実施の促進を通じてライフステージ別の歯・口腔の健康づくりを進めます。

2 歯及び口腔の健康づくり

(2) 次世代への支援

現状・課題・第1次計画の評価

(1) 平成 28 (2016) 年度の妊婦を対象とした歯科健診は 34 市町、歯科保健相談等は、29 市町で実施されています。実施市町数は着実に増加していますが、目標である全市町 (41 市町) 実施は達成されていません。

[「第1次計画の目標の進捗状況」P. 10 参照]

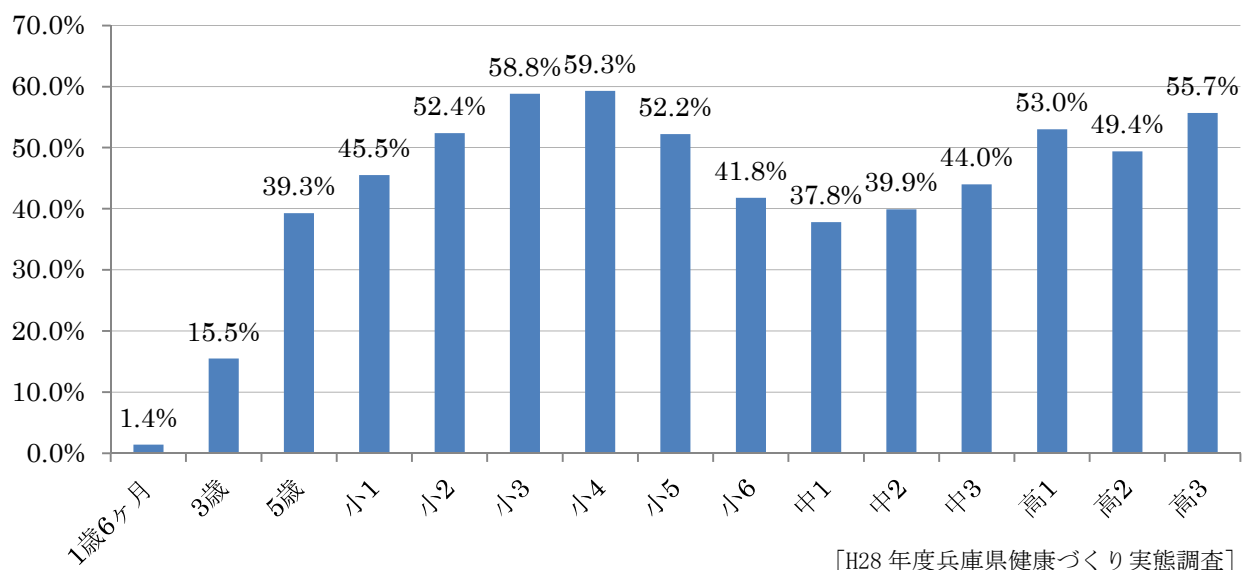
(2) 県内の幼児期、学齢期におけるむし歯のある者の割合は、年々減少傾向にあります。これは、子どもの歯に対する意識向上や、健康教室の開催等によるむし歯予防の取組による効果が大きいと考えられます。

しかし、3歳で約16%だったむし歯のある者の割合は、5歳では約40%となり、高校3年生では約56%まで増加します。[表 32]

また、近年は、子どもの口呼吸、歯列不正、歯肉炎など新たな問題も増えています。

(3) 高校卒業後、定期的な歯科健診を受診する機会がなく青年期、壮年期の歯・口腔保健対策が不十分となっています。

【表 32】年齢別う蝕有病者率（兵庫県）[H27 兵庫県調査]



(4) 「12 歳児での一人平均むし歯数の減少」「12 歳児での一人平均むし歯数が 1 歯未満である市町数の増加」は目標を達成しています。また、「3 歳児のむし歯のない人の割合の増加」「3 歳児のむし歯のない人の割合が 80%以上である市町数の増加」についても、目標は達成していませんが、改善傾向にあります。

[「第 1 次計画の目標の進捗状況」 P. 10 参照]

第 2 次計画の目標項目（主なもの）

妊婦歯科健診、または歯科専門職による相談に取り組む市町数の増加

[現 状 値] 38 市町 (H28(2016))

[目 標] 41 市町 (H34(2022))

3 歳児のむし歯のない人の割合の増加

[現 状 値] 85% (H27(2015))

[目 標] 90% (H34(2022))

12 歳児で歯肉に炎症所見のある者の減

[現 状 値] 4.2% (H28(2016))

[目 標] 3% (H34(2022))

[その他の目標（詳細は P. 64 参照）]

- ・ 3 歳児のむし歯のない人の割合が 80%以上である市町数の増加
- ・ 12 歳児での一人平均むし歯数が 1 歯未満である市町数の増加

県の取組方針・主な推進施策

(妊婦歯科健診・相談事業等の推進)

妊娠期に歯と口腔の健康を維持するため、母子の歯の健康に関するサービスの推進を今後も継続します。

(健康教育等における歯・口腔の健康づくりの推進)

子どもとその保護者に、歯科保健指導による適切な生活習慣、食生活習慣の定着を図ります。

- ・ 市町母子保健事業（乳幼児健診、健康相談、健康教育、家庭訪問等）への支援を行います。
- ・ 妊産婦への歯周病啓発媒体の配布と普及啓発を実施します。
- ・ 妊婦を対象とした歯科健診、歯科保健相談を推進します。
- ・ 妊婦歯科健診マニュアルを活用した市町における実施を推進します。
- ・ むし歯や歯周病予防に関する研修会、健康教育を実施します。
- ・ 学校歯科保健事業（学校歯科健診、学校歯科保健大会など）を支援します。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、高校における歯科検診結果の集計、傾向分析を行います。
- ・ 学校歯科医等と連携により、歯科健診後の歯科受診、治療体制を整備強化します。
- ・ 子ども、保護者への糖分の摂取頻度とむし歯との関係、歯周病・歯肉炎の発生とその予防に関する理解を促進します。
- ・ 青年期の歯・口腔の健康づくりの体制整備を推進します。

2 歯及び口腔の健康づくり

(3) 成人期の取組

現状・課題・第1次計画の評価

- (1) 歯周病は、40歳代から70歳代にかけて急増していることから、歯みがきなどのセルフケアだけでは不十分で、定期的に歯科健診を受け、適切なケアとアドバイスを受けることが大切です。
- (2) 不規則な食生活や喫煙、精神的ストレスは歯周病を悪化させ、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の原因とも共通しています。歯周病の予防は、生活習慣病の予防にも効果があります。
- (3) 「8020運動の目標達成者割合の増加」については、40歳代では横ばい、50歳代では改善傾向がみられます。

〔第1次計画の目標の進捗状況〕P.10 参照〕

第2次計画の目標項目

8020運動目標達成者割合の増加 [再掲]

[現状値]	40代(28歳以上)	64.4%	
	50代(25歳以上)	80.1%	(H28(2016))
[目標]	40代	77%以上	
	50代	92%以上	(H34(2022))

県の取組方針・主な推進施策

(健康増進事業の推進)

成人期は歯周病が急増する年代であるにもかかわらず、多忙で歯や全身の健康意識も薄れやすいため、歯・口腔の健康教育等健康増進事業を推進します。

(定期的なかかりつけ歯科医の受診促進)

歯周病は、40歳以降に歯を失う最も大きな原因であり、歯周病の発生・進行を防止するためには、定期的にかかりつけ歯科医に受診し、適切な指導とケア(歯石除去・歯面清掃など)を受けることの啓発が必要です。

- ・ 市町における健康増進事業(健康教育、健康相談、訪問指導、歯周疾患検診)の実施を支援します。
- ・ 市町における成人歯周病検診(節目検診)の実施を支援します。
- ・ 「健康づくりチャレンジ企業」制度における事業所歯科健診への支援等による働き盛り世代への対策を推進します。

2 歯及び口腔の健康づくり

(4) 高齢期の取組

現状・課題・実施計画(第1次)の評価

(1) 栄養摂取にも支障を及ぼし、低栄養状態に陥りやすくなるとともに、歯周病による口臭の悪化や、歯を失い発音や滑舌が悪くなると、人との交流を避け、閉じこもりがちになり、生きがいを失いやすくなるといわれています。

高齢に伴う咀嚼(そしゃく)・嚥下(えんげ)機能の低下と歯周病など口内細菌の増殖を原因とする誤嚥性肺炎は、高齢者の死因の大きな割合を占め、その予防が課題となっています。

(2) 口の中の状態は常に変化していますが自分では気づきにくいいため、歯科医による定期的な検査と適切な処置を受けることが必要ですが、定期的に歯科健診を受診している人は3～4割です。かかりつけ歯科医を持つことにより、適切な歯の処置やケアができたり、会話や仕草などから認知症の早期発見にもつながります。

(3) 「8020 運動の目標達成者割合の増加」については、60 歳代では改善、70 歳代では悪化、80 歳代では目標には達していませんが、改善しています。

〔第 1 次計画の目標の進捗状況〕 P. 10 参照〕

(4) オーラルフレイルの予防による全身虚弱を防ぐ取り組みが必要です。

高齢者が虚弱や老衰などで介護が必要になる一歩手前の段階で現れる「話しにくい」「食べこぼし」「むせやすい」「かめない食品が増えた」などの「ささいな口の機能の衰え」のことを「オーラルフレイル」といいます。

第 2 次計画の目標項目

8020 運動目標達成者割合の増加〔再掲〕

〔現状値〕	70 代	64%以上	
	80 代	42%以上	(H28(2016))
〔目標〕	70 代	64%以上	
	80 代	42%以上	(H34(2022))

口腔機能の維持・向上（60 歳代以上）における咀嚼良好者割合の増加

〔現状値〕	75.4%	(H28(2016))
〔目標〕	80%	(H34(2022))

県の取組方針・主な推進施策

（オーラルフレイルの予防による全身虚弱や認知症の予防）

「オーラルフレイル」を放置していると、よくかめないために、食欲の低下や栄養状態の悪化（低栄養）、体力・気力の低下、そして要介護や認知症へと進行しやすくなります。「オーラルフレイル」を歯と口腔からの危険信号として捉え、その予防を推進します。

（かかりつけ歯科医による認知症や要介護状態の予防等）

生涯を通じて、かかりつけ歯科医の指導のもと健康な高齢者を増やします。
また、高齢期の特徴に対応した歯科治療や食への支援に関する指針など体制づくりを推進します。

- ・ 高齢者に対応した歯科健診の実施を推進します。
- ・ オーラルフレイル予防のための指導者養成等を行います。
- ・ 介護を必要とする高齢者に対する口腔管理の指導、指導者の養成を行います。
- ・ 市町が行う介護予防事業（口腔機能の向上等）を支援します。
- ・ 歯と口腔のアプローチによる認知症の人の QOL（生活の質）の向上の取り組みを進

めます。

- ・ かかりつけ歯科医による歯のケアの継続を促進します。
- ・ かかりつけ歯科医による丈夫な歯でバランスの良い食生活習慣による認知症や要介護状態の予防を促進します。
- ・ かかりつけ歯科医による認知症の早期発見、関係機関への紹介等の連携を図ります。

2 歯及び口腔の健康づくり

(5) 配慮を要する者への支援

現状・課題・第1次計画の評価

- (1) 障害のある人や要介護高齢者、難病患者は、自分で歯みがきすることが難しく、むし歯や歯周病にかかりやすいため、定期的なケアが必要です。
- (2) 実施計画（第1次）に定めている目標である「障害者(児)入所施設での定期的な歯科健診実施率の増加」「介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科健診実施率の増加」は目標には達していませんが、改善しています。
〔第1次計画の目標の進捗状況〕P.10 参照〕

第2次計画の目標項目

障害者(児)入所施設での定期的な歯科健診実施率の増加

〔現状値〕	73.8%	(H29(2017))
〔目標〕	90%	(H34(2022))

介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科健診実施率の増加

〔現状値〕	32.2%	(H29(2017))
〔目標〕	50%	(H34(2022))

県の取組方針・主な推進施策

(特別な配慮に基づく歯科疾患の予防と早期発見・早期治療)

障害のある人や介護を必要とする高齢者、難病患者は、セルフケアが困難なため、かかりつけ歯科医などによる定期的なケア及び特別な配慮に基づいた歯科疾患の予防と早期発見・早期治療に努めます。また、歯と口腔機能の発達・維持のために必要な歯科保健サービスの充実を図ります。

(歯周病・誤嚥性肺炎の予防)

歯周病の影響の普及啓発を図り、誤嚥性肺炎等についても予防等の普及啓発を行います。

(介護者への口腔ケアの支援等)

生涯を通じて、歯科健診の受診やかかりつけ歯科医の指導のもと歯のケアを継続し、丈夫な歯でバランスの良い食生活習慣が身につくよう支援します。

また、かかりつけ歯科医による病状等に対応した歯科治療や食への支援に関する指針など体制づくりを推進します。

- ・ 障害のある人、難病患者等を対象とした歯科保健相談、訪問歯科保健指導を実施します。
- ・ 心身障害者(児)及びその保護者を対象とした保健・医療相談窓口の設置、医療従事者を養成します。
- ・ 介護施設の職員を対象とした要介護者への口腔ケアなどの指導・研修を実施します。
- ・ 障害者(児)入所施設における定期的な歯科健診の実施に向けた支援を行います。
- ・ 介護老人福祉施設および介護老人保健施設における定期的な歯科健診の実施に向けた支援を行います。
- ・ かかりつけ歯科医と地域保健医療専門職が連携し歯科疾患の予防、異常の早期発見、早期治療を促進します。
- ・ かかりつけ歯科医などによる定期的な治療とケアを促進します。
- ・ かかりつけ歯科医と地域保健医療専門職の連携を進めます。
- ・ 歯と口腔機能の発達・維持のために必要な歯科保健サービスの充実を図ります。
- ・ 歯周病が及ぼす全身疾患の予防意識を高めるため口腔ケアの必要性の普及啓発を行います。
- ・ 医師とかかりつけ歯科医の連携の強化を推進します。